

分野：2. 健やかに暮らせるまち 【健康・福祉】

				担当部	すこやか暮らし部
施策番号	2-1	施策名	健康づくりの充実	主担当課	けんこう増進課
関連組織	保険医療課、高齢福祉課、地域包括ケア推進室				
分類	施策にかかる社会潮流			関連資料名（法律、条例、計画等）	
国の動向	<p>社会保障と税の一体改革からの内閣経済財政政策では、社会保障制度を持続可能なものとなるよう、データヘルス、インセンティブの積極的活用等を通じて糖尿病等の生活習慣病の予防、重症化予防や認知症の予防等を重点的取組事項としている。これにより、健康寿命を延伸し、平均寿命との差を縮小することを目指している。</p> <p>側面的には、保険者努力支援制度が更に強化され、保険者による予防・健康づくりの業績に応じ、財政支援等、罰金報償が拡充されている。</p>			新経済・財政再生計画 2019	
	<p>心身の様々な課題を抱える高齢者に効果的な支援ができるよう、国民健康保険制度における保健事業、介護保険制度における地域支援事業等、現行の縦割り制度から、後期高齢者医療制度における保健事業の一体的な推進に向けての法改正や財政的支援などの整備が図られている。</p>			医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等一部改正法による高齢者の医療の確保に関する法律、国民健康保険法、介護保険法の一部改正	
	<p>地域包括ケアシステムの実現には、医療と介護の充実だけでなく、併せて高齢者が可能な限り元気な状態を保ったままの取組が重要である。高齢者が社会参加し、互いに助け合いながら生活を続けられる地域づくりが必要とされている。</p>			医療介護総合確保推進法	
県の動向	<p>県民の健康寿命を男女とも日本一（都道府県順位第一位）の達成を目指し、要介護とならないための予防と機能回復の取組の推進、及び、若くして亡くならないための、適時・適切な医療の体制整備を行っている。</p>			なら健康長寿基本計画	
市の動向	<p>国の動向に基づき、生活習慣病対策の一環として、受診率向上対策の継続と重症化予防の強化（糖尿病性腎症対策）を図る。</p>			健康さくらい21計画(第二次) 第2期データヘルス計画・第3期特定健康診査等実施計画	
	<p>安心して妊娠・出産を迎えるために、思春期以降の命に関する教育や、乳幼児期からの心と体づくりのための指導強化を図っており、また、若年期からの健康に対する意識づくりの推進を図っている。</p>			健康さくらい21計画(第二次)	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 母子保健は各種健診・教室等の準備、当日運営の他、発育発達の気になりな児、育児力の気になりな家庭への支援、フォローを実施している。 ● 生活習慣病対策では、各種検診の企画・準備・事後処理の実施。ハイリスク者への事後指導を実施している。 ● 住民主体の通いの場において、身体づくり・地域の支えあいを目的に住民への後方支援を実施している。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民一人ひとりが自身の健康に関心を持ち、主体的に生活習慣病の予防を心がけられるような意識の醸成や環境整備が必要である。 ● 疾病予防のための経年的な健診受診と、その後の重症化・合併症予防のための生活習慣改善が実行継続できる仕組みづくりが必要である。 ● 市民が、「食」に関する知識と行動選択できる力量形成のための食育の推進が必要である。 				

	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民主体の通いの場が充実してきている中で、住民のモチベーションを維持した、行政の後方支援の在り方について検討が必要である。 ● ライフスタイルの変化、家族地域関係の希薄化による生活力等の未成熟性があり、健康的な生活習慣の確立のための取組が必要である。
市民生活の目標像	市民が自らの健康に関心を持ち、健康を取り巻く新たな問題への対応も含め、自己の健康維持に努め、健康で長生きしている
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 「誰もが手軽に健康づくりができるまち」を基本理念に、市民が健康的な生活習慣の重要性に理解と関心を深め、生涯にわたり自身の健康状態を意識、主体的に健康の保持・増進が努められるよう支援する。 ● 食による健康への影響についての理解を深め、食の大切さを意識し、健全な食の実践に取り組めるよう、保健指導と関係機関の連携を引き続き推進する。 ● 生活習慣病・がん疾患発症予防のための啓発・教育事業を推進する。また、疾病の早期発見、早期治療につなげるため、各種検診の受診率向上と重症化予防に主体的に取り組めるよう支援する。 ● 予防可能な脳血管疾患、糖尿病性腎臓病等を抑制するため、重症化予防対策を推進する。 ● 安全・安心な妊娠・出産を迎えるために、思春期以降の健康教育の充実を図る。 ● 乳幼児期からの心身の健康づくりのため、保護者世代への周知・啓発を強化する。

分野：2. 健やかに暮らせるまち 【健康・福祉】

				担当部	福祉保険部
施策番号	2-2	施策名	地域福祉の充実	主担当課	社会福祉課
関連組織	-				
分類	施策にかかる社会潮流			関連資料名（法律、条例、計画等）	
国の動向	地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進のため、各分野にわたる地域生活課題の把握、包括的な支援体制の整備を積極的に推進している。			社会福祉法第4条・第5条・第6条・第106条の2・第106条の3	
県の動向	包括的・予防的支援の体制構築を目指し、地域力強化に向けた取組推進や福祉専門職の確保・定着支援、また地域課題解決に向け、地域福祉を支える様々な主体と協働・連携して取り組む「福祉の奈良モデル」推進計画として策定した。			社会福祉法第4条・第5条・第6条・第106条の2・第106条の3 奈良県地域福祉計画（平成28年3月） 奈良県地域福祉推進大綱	
市の動向	住民会議の実施や桜井市地域福祉計画策定委員会を設置し、広く協議を行い、「桜井市地域福祉計画」を策定し、地域課題の共有と解決に向け、「桜井市地域福祉活動計画」を策定した桜井市社会福祉協議会と連携を図りながら各事業に取り組んでいる。			社会福祉法第4条・第5条・第6条・第107条 桜井市地域福祉計画（平成30年3月） 桜井市地域福祉活動計画	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 包括的支援体制の整備として4中学校区に地域福祉相談員を設置し、支援を必要とする地域住民が抱える多様な複合的な地域生活課題について解決を図っている。 ● 社会福祉協議会が中心となった幅広い福祉ボランティア活動の活性化や組織の強化と充実を図るため、社会福祉協議会の行う地域福祉事業に対して補助を行っている。 ● 地域における福祉活動に取り組んでいる民生児童委員や各種団体に対して補助を行っている。 ● 犯罪や非行のない明るい社会を築くため啓発を行っている。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域に密着した地域活動を通して把握された住民が抱える地域生活課題に関する相談について、包括的に受け止め、情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて支援機関につなぐことのできる体制を整備することが必要である。 ● 地域住民等が相互に交流を図ることができる場や地域福祉を推進するために地域の課題を包括的に受け止める場を整備することが必要である。 ● 地域に根ざした福祉活動を展開するため、社会福祉協議会との連携を図り、ボランティア活動を推進することが必要である。 				
市民生活の目標像	市民が地域のなかでともに支え合って安心して暮らしている				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域共生社会の実現のため「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みづくりと、世帯全体の複合的な地域課題を「丸ごと」受け止める総合的な相談支援体制づくりに取り組む。 ● 福祉ボランティアに対する関心や興味を育て、人材を幅広い層に広げていくとともに、実際の活動に結びつけるため、関係団体との協力体制を構築し、市民、事業者など多くの活動主体との情報共有を工夫する。 ● 地域に密着し地域の活動を推進している民生児童委員、一人暮らしの高齢者世帯や子育て中の世帯等への「声かけ」や「安否確認」などの助け合いの仕組みを作ることによって個人が社会から孤立することを防止できるよう地域ネットワークづくりを進める。 				

分野：2. 健やかに暮らせるまち 【健康・福祉】

				担当部	福祉保険部
施策番号	2 - 3	施策名	障害者福祉の充実	主担当課	社会福祉課
関連組織	保険医療課				
分類	施策にかかる社会潮流			関連資料名（法律、条例、計画等）	
国の動向	障害者福祉は、障害者基本法の基本理念に則り、身体・知的・精神・児童その他の障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活・社会生活が営めるよう障害者福祉政策を整備し必要な障害福祉のサービス給付及び支援等を総合的に行っている。			障害者総合支援法（平成 25 年 4 月施行） 第 3 次障害者基本計画（平成 25 年 9 月閣議決定） 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年 6 月制定） 障害者権利条約（平成 26 年 1 月批准）	
県の動向	包括的・予防的支援の体制構築を目指し、地域力強化に向けた取組推進や福祉専門職の確保・定着支援、また地域課題解決に向け、地域福祉を支える様々な主体と協働・連携して取り組む「福祉の奈良モデル」を推進している。			奈良県障害者計画（平成 27 年 4 月）	
市の動向	障害者総合支援法第 88 条に規定の「市町村障害福祉計画」に基づく障害福祉サービス分野の実施計画を策定し、各種事業に取り組んでいる。			第 3 次桜井市障害者福祉基本計画（平成 29 年 3 月） 第 5 期桜井市障害福祉計画（平成 30 年 3 月）	
	平成 29 年から 10 年間、障害者福祉をめぐる国や県の動向を注視しつつ、障害のある人もない人も互いに尊重し合い、社会全体が当事者を受け入れ、ともに暮らしやすい地域づくりの実現に向けて、地域における障害者への理解と啓発、療育・教育分野、医療・保健分野、雇用・就労分野、社会参加及びまちづくりの各分野においての取組を実施している。			障害者基本法第 11 条 3 項 桜井市こころつながる手話言語条例（平成 30 年 4 月）	
現状	● 障害者等にかかる相談支援、手話通訳等の意思疎通支援、日常生活用具給付扶助、移動支援等の地域生活支援事業を実施している。				
課題	● 障害者の現状や課題に関する周知が不足している。 ● 相談する専門的知識を有する者が不足している。 ● 障害各分野（身体・知的・精神）に応じた企業の理解や就労条件の整備が不足している。 ● 相談支援機関やサービス事業所との連携が不足している。				
市民生活の目標像	障害を持つ人が安心して、地域でともに生活している				
取組方針	● 障害者も地域社会を形成する一員として、人権が尊重され、自己選択と自己決定のもと、地域のあらゆる活動に参加できるよう支援していくために、障害者一人ひとりの状況に応じた自立のスタイルを確立できるよう、各種サービスを充実させ、相談支援事業所が中心となり、生活支援・就労支援・医療的支援等の機関と連携を図り障害者が地域で安心して暮らせるよう、市の関係機関及び事業所から成る支援体制のネットワーク構築を図る。 ● 障害者が地域で安心して暮らしていくためには、地域において障害に対する理解と支え合いが必要であることから、生涯を通じて障害や障害者への理解を深めるために手話の周知・啓発講座等の福祉教育を推進する。				

分野：2. 健やかに暮らせるまち 【健康・福祉】

			担当部	福祉保険部	
施策番号	2-4	施策名	高齢者福祉の充実	主担当課	高齢福祉課
関連組織	保険医療課、地域包括ケア推進室				
分類	施策にかかる社会潮流		関連資料名（法律、条例、計画等）		
国の動向	<p>高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するためには、保険者が地域の課題を分析して安定したサービス提供体制等を構築することや、高齢者になるべく要介護状態にならずに自立した生活を送っていただくための取組を進めることが重要であるとしている。</p> <p>保険者が上記取組を強力に推進できるように、保険者機能を強化する取組を行っている。</p>		介護保険法等（平成12年4月1日施行）		
県の動向	<p>高齢者が生きがいを持って活躍し続けられるとともに、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる奈良県を目指している。</p>		奈良県高齢者福祉計画及び第7期奈良県介護保険事業支援計画（平成30年3月策定）		
市の動向	<p>高齢化が進展する中、できる限り健康寿命を延ばし、健やかで明るいきいきとした暮らしが実現できるように、生きがいづくりや健康づくりの支援、介護予防を推進していく。</p>		老人保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画（平成30年3月策定）		
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護予防・日常生活支援総合事業を平成29年度から実施、現在、基準を緩和したサービス（通所型、訪問型）を実施している。 ● 専門職による短期間で集中的に行われるサービスの創設に取り組んでいる。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民相互の助け合いの重要性を認識し、自立のための環境整備等の推進を図ることが必要である。 ● 相談件数が少なく、相談支援体制の周知が不足している。 ● 独居高齢者の増加に伴い、地域での生活が継続できるよう生活支援体制の整備が必要である。 ● 高齢化が進行する中で認知症状、独居高齢者が増加している。認知症への理解を深めるための知識の普及・啓発や公的サービスだけでなく地域全体で高齢者を支える仕組みづくりが必要である。 				
市民生活の目標像	暮らし方や健康状態の異なる様々な高齢者が健康面でも精神面でも安心して暮らしている				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民年金の動向を見ながら、高齢者が経済的に不安なく暮らせるよう、介護者に対する負担軽減事業（寝たきり高齢者への紙おむつ支給等）の充実を図る。また、健康な高齢者の方が、生活をより充実させる上で必要となる生活費を賄うための、労働機会の提供を図る。 ● 高齢者が安心して生活できる社会にするために、市民・関係機関と連携しつつ、介護保険制度等、高齢者の暮らしに必要な情報を確実に提供する。また、多様な価値観を持つ高齢者の交流機会の充実を図るとともに、在宅で生活ができるための介護予防事業等の充実を図る。 ● 認知症の理解を広げるために、現状の取組に加え、企業等を対象にした認知症サポーター養成講座の開催や地域で認知症を支える人材育成を行い、市全体で認知症高齢者等を見守り、支援できるような地域を目指す。 ● 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、認知症当事者や家族がつながる場を設立する。 				

分野：2. 健やかに暮らせるまち 【健康・福祉】

				担当部	すこやか暮らし部
施策番号	2-5	施策名	子育て支援の充実	主担当課	けんこう増進課
関連組織	児童福祉課、保険医療課、こども未来課				
分類	施策にかかる社会潮流		関連資料名（法律、条例、計画等）		
国の動向	次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する認識をもち、子育てにかかるコストの軽減、子育てと仕事の両立支援を行っている。待機児童解消のための、学校余裕教室を活用の推奨を含め、学童保育所入所対象者の定義を改正している。児童虐待においても発生予防から自立支援までの対策を強化している。子どもの貧困対策計画も努力義務としている。		子ども子育て支援法（平成 24 年 8 月 22 日） 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年 7 月 16 日） 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年 4 月 30 日） 児童福祉法改正（平成 28 年 6 月 3 日） 子どもの貧困対策基本法（平成 26 年 1 月）		
県の動向	子育て世代の孤立感・不安感を解消する妊娠から子育て期までの切れ目なく支援していけるような支援の提供を必要としている。 令和元年度より未就学児現物給付を開始する。児童虐待において発生予防から自立支援までの対策の強化をはかっている。		奈良県児童虐待アクションプラン（令和 2 年 3 月）		
市の動向	妊娠から子育て期に切れ目なく支援することを目的として令和元年 5 月にまほろばセンターに市内で 3 か所目となる地域子育て支援拠点事業「ドレミの広場」を開設している。続いて子ども一時預かり事業や利用者支援事業基本型を開設した。小学 6 年生までの留守家庭の児童を対象として市内全小学校敷地内に学童保育所を設置した。 また、子育て世代包括支援センターや児童相談所等と情報共有し実態の把握や相談対応等のソーシャルワークを行う子ども家庭総合支援拠点を平成 30 年 6 月に設置した。		桜井市地域子育て支援拠点事業条例（平成 31 年 4 月 1 日） 桜井市子ども一時預かり事業条例（令和元年 7 月 1 日） 桜井市利用者支援事業要綱（平成 28 年 8 月 1 日） 桜井市放課後児童育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 12 月 25 日） 桜井市放課後児童健全育成施設設置条例（平成 15 年 3 月 26 日） 桜井市子ども子育て支援事業計画（案） 桜井市子ども家庭総合拠点の設置及び運営に関する要綱（案）		
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 親子の遊び場である子育て拠点を市内に 3 か所設置しており、参加者は年々増加している。 ● 保健福祉センター「陽だまり」の利用者支援事業（基本型・母子保健型）に加え、まほろばセンターに基本型を開設し、子育ての相談、情報提供、地域連携をしている。 ● 地域での子育ての孤立化を防ぐ取組として、出張ミニつどいの広場を月 1 回実施している。 ● 低学年（新 3 年生まで）の児童は 1 次募集にて受入可能。各学童保育所の定員の空き状況より、2 次募集を行う。地域により待機児童が発生している。また、長期休暇中の利用希望が多く時期的に待機児童が発生する場合もある。 ● 子どもの医療費助成は、未就学児は現物給付、就学児は自動償還し、中学校卒業までの一部を助成している。 ● 児童虐待の対応件数は増加傾向である。 ● 子どもの貧困対策の計画は策定していない。 				

<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援をめざしているが、総合的な支援体制は確立されていない。 ● 働き方改革により、休日は増えてきているが、子どもの預け先に翻弄される保護者が増えている。 ● 相談窓口や支援事業は充実傾向にはあるが、支援事業につながらない保護者もいる。 ● 子育ての孤立を防ぐため地域との連携強化策が必要である。 ● 学童保育所は児童数減にも関わらず、ニーズの高まりがみられ、待機児童が発生している地域もある。 学校の余裕教室が使用できるよう教育委員会との連携が必要である。 ● 要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用し、児童虐待未然防止、早期発見、早期対応を図るため関係機関との連携の一層の強化策が必要である。 ● 児童虐待対応に係る専門的支援の充実と人材育成の仕組みづくりが必要である。 ● 子どもの貧困対策の計画が必要である。
<p>市民生活の 目標像</p>	<p>子育てに関する相談や支援が受けられ、安心して子育てができる</p>
<p>取組方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「子どもは地域全体で育てる」という意識をもって、地域社会、企業、学校が、それぞれの知識や技術を活かして子育て支援ができるような地域環境の基盤づくりを推し進める。 ● 悩みや問題の把握、解決のため、地域の協力を得ながら不安や悩みを抱えている子育て中の親の負担感を軽減する子育て相談や訪問活動を行い、それぞれにあった子育て支援施策と広報活動の充実を図り、継続して支援できるネットワークづくりに取り組む。 ● 問題解決のための市民啓発、関係団体との情報交流とネットワークづくりのために、情報提供や実践に結びつけるための研修会等の実施や専門的な指導、助言を受けることができる体制と支援事業の充実に取り組む。 ● 待機児童の解消のため、学校の余裕教室が使用できるよう教育委員会と連携する。 ● 子どもの医療費の一部を助成し、子どもの健康保持を図ることに取り組む。 ● 児童虐待未然防止のために、関係各機関との連携を強化し、早期発見・早期対応に取り組む。 ● 今後、子どもの貧困対策について関係各課で取り組む。

分野：2. 健やかに暮らせるまち 【健康・福祉】

				担当部	福祉保険部
施策番号	2-6	施策名	保育の充実	主担当課	児童福祉課
関連組織	-				
分類	施策にかかる社会潮流			関連資料名（法律、条例、計画等）	
国の動向	幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策として社会保障を全世代型に変えるため幼児教育・保育の無償化を実施している。			子ども・子育て支援法（平成24年8月） 次世代育成支援対策推進法（平成15年7月）	
県の動向	妊娠・出産期から切れ目のない支援を行うとともに、待機児童解消のため、保育所整備や多様な保育サービスの提供を支援する。 保育士等の人材確保及び資質の向上を図る。			奈良県こどもすくすく・子育て安心プラン（平成27年3月）	
市の動向	公立・私立がそれぞれの特徴を生かし相互連携を行うとともに、より良い保育が受けられるよう幼保一元化に向けた取組を進めていく。			桜井市立保育所・幼稚園のあり方に関する基本方針（平成31年3月）	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 公立・私立ともに0歳児～2歳児についての入所希望が多く、待機児童が増加している。 ● 子育て等に不安を抱く保護者に向けて、在園児に対しては家庭支援を行っており未就園児の場合はつくしぼ広場にて相談や交流の場を設けている。 ● 障害のある児童に対し、障害程度を見ながら必要に応じて加配対応している。 ● 保育士の資質向上のため、研修会等へ積極的に参加し知識や技術の習得に努めている。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 公立保育所は全て築年数が古いため老朽化が進んでいるが、幼保一元化に向けた取組を進めていく中で施設の建替えや複合化等の検討を進めていく必要がある。 ● 事業を行うためには保育士が必要だが、担い手不足のため全てのニーズを受け止めることができない。 				
市民生活の目標像	未就学年齢児が、それぞれの子どもにあった保育が受けられる				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 様々な体験を通して乳幼児が教師や友達の存在に気づき、自らいきいきと活動しながら、“生きる力の基礎”となる心情・意欲・態度を育み、その後の学校生活にも活かしていけるように、幼児期の特性と一人ひとりの発達段階や生活のリズムを考慮した、保育計画の一層の充実と、保育士等の資質向上を図るとともに、担い手不足の解消に向けて引き続き保育士の募集を行う。 ● 平成31年3月策定の「桜井市立保育所・幼稚園のあり方に関する基本方針」を受けて、令和2年度に「桜井市立保育所・幼稚園のあり方に関する基本計画」を策定し、幼保一元化への取組を進めていく。 				

分野：2. 健やかに暮らせるまち 【健康・福祉】

				担当部	すこやか暮らし部
施策番号	2-7	施策名	地域医療体制の充実	主担当課	けんこう増進課
関連組織	地域包括ケア推進室				
分類	施策にかかる社会潮流			関連資料名（法律、条例、計画等）	
国の動向	地域医療構想の進め方について、地域医療構想調整本部会議において構想区域の医療機関の実績や将来の医療需要の動向を踏まえて対応方針を協議している。			経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）	
	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する。			介護保険法第115条45第2項第4号	
県の動向	地域医療構想の「奈良方式」として、重症な救急や高度医療を担う「断らない病院」と地域包括ケアを支える「面倒見のいい病院」への機能分化、強化を促進する。			東和構想区域地域医療構想調整会議	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 休日や夜間に市民等の応急診療を行うため、休日夜間応急診療所を運営し、一時救急医療体制を確保している。 ● 桜井地区病院群二次輪番制の実施により、二次救急医療体制を確保している。 ● 入退院と在宅療養がスムーズにできるよう医療・介護連携マニュアルの策定に参画している。 ● 在宅医療、介護連携推進のための研修会、講演会を開催している。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 桜井地区病院群二次輪番制における医師不足や一時救急患者の受け入れが問題となっている。 ● 医療サイドと介護事業所等の窓口となる担当課が異なり、連携がスムーズに取りにくい現状がある。そのため、介護事業所現場の課題が見えにくく実情にあった事業展開ができない。 				
市民生活の目標像	必要時に医療や介護制度の情報を得ることができ、適切なサービスをうけることができる				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 基幹病院との連携を支え、休日・時間外の二次救急医療の体制の維持・充実を図る。 ● 地域の医療・介護の資源を把握し、住民が必要時に情報を得ることができるよう資源マップを作成する。 ● 在宅医療介護連携の課題の抽出と対応策を協議できる仕組みづくりを行う。 ● 切れ目のない在宅医療と在宅介護を提供する体制を、構築支援するための連携マニュアル策定会議に継続参画し、よりよい連携を目指す。 ● 在宅医療・介護連携に関する相談支援が行える窓口の設置を行う。 ● 医療介護関係者の研修を開催し、顔の見える関係づくりや専門職のスキルアップを目指す。 ● 市民に対して、必要な時に必要な医療や介護が利用できたり、自分の生き方を自分で選択できるといった普及啓発を行う。 				

分野：2. 健やかに暮らせるまち 【健康・福祉】

			担当部	福祉保険部	
施策番号	2 - 8	施策名	市民の生活支援の充実	主担当課	社会福祉課
関連組織	-				
分類	施策にかかる社会潮流		関連資料名（法律、条例、計画等）		
国の動向	必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、「就労による自立の促進」「健康・生活面に着目した支援」「不正受給対策の強化」「医療扶助の適正化等」について法律を改正した。		生活保護法（昭和 25 年 5 月） 生活保護実施要領		
	自立支援策の強化を図るため、自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的な実施の促進を行うため、「生活困窮者自立支援法」を改正した。		生活困窮者自立支援法（平成 30 年 4 月）		
県の動向	包括的・予防的支援の体制構築を目指し、地域力強化に向けた取組推進や福祉専門職の確保・定着支援、また地域課題解決に向け、地域福祉を支える様々な主体と協働・連携して取り組む「福祉の奈良モデル」推進計画として策定した。		奈良県地域福祉計画（平成 28 年 3 月） 奈良県地域福祉推進大綱		
市の動向	基本的人権の尊重により、誰もが健康で文化的な最低限度の生活が保障されており、これに基づき必要な支援を行うことで自立を促し、生活困窮者も地域社会の一員として充実した生活を送れることを目指している。		生活保護法（昭和 25 年 5 月） 生活保護実施要領		
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活困窮者に対し、各扶助の支給により最低限度の生活を保障しつつ、自立に向けた支援を実施している。 ● 保健福祉センター陽だまりに生活困窮者自立相談支援機関「桜井市くらしとしごと支援センター」を設置している。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民が利用しやすい相談支援体制の充実を図り、「桜井市くらしとしごと支援センター」との連携を強化し、生活困窮者の自立支援を促進することが必要である。 ● 市民が利用しやすい相談支援体制の充実を図る。 				
市民生活の目標像	誰もが各自の能力を活かしながら、経済的にも精神的にも自立して生活している				
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 従来の経済的給付の生活保護制度に加え、生活困窮者や被保護者の状況・自立阻害要因を把握した上で、ハローワークや「桜井市くらしとしごと支援センター」等と連携し、就労支援や、相談窓口への取次ぎなど、一人ひとりに応じた具体的な内容の自立支援策を提供できる仕組みづくりを進める。 				